

21 公立私立専門学校規程第六條第四号掲記の試験答案保存
方に付公立私立専門学校へ通牒
〔昭和五年三月〕

〔注記1〕(注記2)
抹消(印)〔樋口〕
〔発専五九号〕
〔加筆〕
〔発専三二号〕

裁決	2月28日	文書課長	〔安積〕 〔印〕	発	3月3日	起案者	〔春山〕 〔印〕
決定				送			

(注記3)

昭和五年二月二十一日起案

学務課長

〔服部〕
〔印〕

専門学務局長

〔赤間〕
〔印〕

近澤督学官

〔近澤〕
〔印〕

野村督学官 不在

〔森田〕
〔印〕

〔注記4〕

〔神野〕
〔印〕

〔高橋〕
〔印〕

〔岡等〕
〔印〕

〔田中〕
〔印〕

〔抹消〕〔入学〕試験答案〔保管〕〔服部〕
〔印〕 二関スル件

案

(注記5)

年月日

局長

公立私立専門学校長宛

〔大学附属ノ〕
〔専門部ヲ含ム〕

〔実業専門学校〕
ヲ除ク

〔抹消〕〔入学〕試験答案二関スル件

公立私立専門学校規程第六條ニ依ル表簿ノ取扱及保管ハ夫々細則又ハ内規ヲ定メ処理相成〔加筆〕〔居ル〕事ト思料セラル、モ自今右規程第六條〔中〕第四号〔抹消〕〔規定〕ノ試験ノ答案〔服部〕〔加筆〕〔二掲記ノ書類〕〔抹消〕〔凡テ〕〔入学試験ニ在リテ〕〔試験答案ニ在リテハ〕三年以上保〔管〕〔存〕相成度此段〔依命〕通牒ス
備考

(下 札)

一、答案保管ニ関スル法令又ハ通牒ハ別紙高等試験予備試験免
除ノ指定ニ関聯シタル通牒ノ外無之

発專五九号

昭和四年三月十二日

(加筆)
〔参照〕

専 門 学 務 局 長

私立専門学校長宛

(私立大学専門部実業専門
学校ヲ含ム)

専門学校第二学年以上入学ニ関スル件

貴校ニ於テ本科第二学年以上ニ入学ヲ許ス場合ニハ公立私立専
門学校規程第八条ニ準拠シ前各学年終了程度ニ依リ学力ノ試験
ヲ行ヒ検定ノ上編入スルモノト思料セラルルモ自今右規定ニ依
ル入学者ニ対シテハ氏名、編入学年及編入成績ヲ具シ毎年五月
十日迄ニ本省ニ報告シ其ノ試験答案ハ三年以上保存相成度此段
依命通牒ス

追而大正十五年発專第一七号通牒参照相成度

(注記 1)

〔完決〕

(注記 2)

〔例規〕〔済印〕
(安積)

(注記 3)

〔246〕

(注記 4)

〔記録掛 5・5・20 受領〕

(注記 5)

〔二四〕(簿冊内件名番号)

(下札)

(有原)

〔印種別〕りノ一／聯繫 / 登録追加 / 件名 公私立専門学校へ

通牒 公立私立専門学校規程第六条第四号掲記ノ試験答案保存方

例規類纂材料ノ番号 発專三二ノ結了年月日 五年三、三ノ保存

年限 ムキ／枚数 3

〔自大12年至昭24年 簿冊及文書総規〕
〔文部省 34,32-6,2373〕